

## 令和6年瑞穂町教育委員会第1回定例会 会議録

令和6年1月25日瑞穂町教育委員会第1回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君  
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 町田 陽生 君  
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第1号 瑞穂町立学校クラスサポートスタッフ設置要綱

日程第4	議案第2号	瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱の全部を改正する告示
日程第5	議案第3号	瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱を廃止する告示
日程第6	協議事項1	瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和6年度主要施策（案）について
日程第7	報告事項1	瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について
日程第8	議案第4号	瑞穂町立小・中学校の管理職の任命に関する内申について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年瑞穂町教育委員会第1回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において4番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

（「質問なし」の声）

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第1号、瑞穂町立学校クラスサポートスタッフ設置要綱、日程第4、議案第2号、瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱の全部を改正する告示、日程第5、議案第3号、瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱を廃止する告示については関連がありますので、一括審議とさせていただきます。ご異議はござ

いませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長  
教育部長

異議なしと認め一括審議いたします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

議案第1号、第2号及び第3号については、教育委員会ではこれまで、学力向上に向けた支援として、平成21年度から学習サポーターを町立小学校の1・2年生全学級に配置してきました。学級担任以外にサポーターが入ることで、個に応じた指導の実施と充実を図り、主体的に学習する意欲の向上を図ってきました。

この学習サポーター事業は、防衛省の再編交付金をもとに設立した教育向上基金を原資として、瑞穂町教育向上基金条例の規定に基づき運用してきましたが、令和6年3月をもって基金が終了することから、教育支援補助員も含めて、学校への人的支援の制度の見直しを行いました。

また、新たな制度として、学力向上だけでなく、教員の負担軽減や児童の登下校の支援などの目的を加えた制度として、全小学校にクラスサポートスタッフの名称でサポーターを配置するものとします。そのため新たに要綱を制定するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長

まず、議案第1号、瑞穂町立学校クラスサポートスタッフ設置要綱について説明いたします。

クラスサポートスタッフは小学校の1年生から3年生の学年に1名配置し、児童の学力向上に向けた学習補助、及び特別な支援が必要な児童へのサポート、教員の業務全般の補助、給食・清掃等の生活指導補助、登下校の見守り等の業務を行うものであり、東京都の補助事業の対象となる制度です。

令和6年4月からの運用に向け、要綱を制定するものです。1枚おめくりください。主な内容を説明いたします。

第1条は、クラスサポートスタッフの設置目的について定めます。

第2条は、クラスサポートスタッフの職務を、第3条は、クラスサポートスタッフの配置基準について定

めます。配置学年は校長の指示により配置するものとします。ただし、配置人数については教育委員会が予算の範囲内で決定するものとします。

第4条は、クラスサポートスタッフの配置期間、第5条は、クラスサポートスタッフの勤務時間について定めます。勤務時間は1日につき7時間45分とします。

1枚おめくりください。第6条は、クラスサポートスタッフの報告について、第7条は、クラスサポートスタッフの任用、第8条は、クラスサポートスタッフの服務について定めます。

1枚おめくりください。第9条は、クラスサポートスタッフの解職について、第10条は、賃金について定めます。

第11条は、賃金の支給日、第12条は、公務災害等の補償について、第13条は、事務担当課、第14条は、補則について定めます。

附則として、この告示は、令和6年4月1日から施行するものです。

つづいて、議案第2号、瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱の全部を改正する告示について説明いたします。教育向上基金の終了による学習サポーター制度の見直しに伴い、児童・生徒の支援を行う学校配置の人員について、令和6年度に向け、見直しを行い、小学校においては主にクラスサポートスタッフ、中学校においては教育支援補助員を配置するものとしました。そのため、通常の学級に在籍する特別な支援を要する生徒への支援や補助を行う教育支援補助員の配置基準、配置期間等について改正する必要性が生じたため、要綱の全部を改正するものです。

1枚おめくりください。主な内容を説明いたします。なお、説明中、教育支援補助員を「補助員」と表現します。第1条は、補助員の設置目的について定めます。これまで町立学校の児童又は生徒としていたものを町立中学校の生徒とします。

第2条は、補助員の職務を、第3条は、補助員の配置基準について、校長の指示により配置するものとします。ただし、配置人数については教育委員会が決定するものとします。

第4条は、補助員の配置期間、第5条は、補助員の勤務時間について定めます。

1枚おめぐりください。第6条は、補助員の任用について、第7条は、補助員の服務、第8条は、補助員の解職について定めます。

第9条は、補助員の賃金、第10条は、報告について定めます。

第11条は、賃金の支給日、第12条は、公務災害等の補償について、第13条は、事務担当課、第14条は、補則について定めます。

附則として、この告示は、令和6年4月1日から施行するものです。施行期日について定めます。

なお、今回全部改正とする理由は、改正が広範囲なものであり、一部改正の方法では複雑でわかりにくくなること、要綱の継続性を持たせるために廃止して新規に制定するのではなく、全部改正としています。

つづいて、議案第3号、瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱を廃止する告示について説明いたします。学習サポーター事業は学力向上に向けた施策として平成21年度から開始しました。この学習サポーター事業は、再編交付金をもとに設立した教育向上基金を原資として、瑞穂町教育向上基金条例及び同条例施行規則の規定に基づき運用してきたものであり、この教育向上基金が令和6年3月をもって終了することから、学習サポーター事業を規定した瑞穂町教育向上基金条例等が廃止されます。そのため、学習サポーターの設置について規定した本要綱を廃止するものです。

附則として、この告示は、令和6年4月1日から施行するものです。

なお、本要綱の廃止に伴い、瑞穂町では学習サポーターという名称は終了となります。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長

以上で説明は終わりました。これより議案第1号から議案第3号に対する質疑に入ります。

ご質問はございますでしょうか。

日野委員

クラスサポートスタッフですが、1日につき1時間45分の勤務ということですが、休憩時間はどうなっているのか、また、教員と同じような感じで給食指導の補助とかそういう内容もあるのか、お聞きしたい。

教育指導課長

お答えいたします。教員と勤務時間が一緒でございます。またクラスサポートスタッフの業務の中には給

食指導も含めておりますので、休憩時間は、教員と同様に、学校で割り当ててある時間帯で取得していただくこととなります。

以上です。

鳥海教育長

ほかにございますでしょうか。

村上委員

全体として予算が決まっていると思うのですが、その中で各学校に必要なスタッフを割り振るというのはどういうふうな形で決められていくのでしょうか。

統括指導主事

基本的に、クラスサポートスタッフにつきましては、小学校で現在想定しているところとしましては、各校に2名を提示しております。また、そちらにつきまして現在面接を進めているところでございまして、学校の要望等も把握しながら調整をし、配置をしていく予定になっております。

村上委員

人数の割合で考えると、生徒数、児童数が多いところに対しても、同じ2名で大丈夫なのか、それから、例えば不登校が多いところに、どういうふうに割り振っていくのかということも、押しなべて2名でいいのかということに関しては、実施した上で、また更に深めていっていただけるのかどうか。

統括指導主事

クラスサポートスタッフ制度につきましては、今年度、初めての試みということで、改めてさせていただきたいと思いますが、さらに他の補助の形についても検討は進めているところでございます。

放課後教室のテーマパーク等で今、人材支援を行っているところではありますが、そちらでも上手く校内の方に活用できるような形を検討して進めておりますので、委員のおっしゃられたように、学校の実情に応じて支援できるように、研究していきたいと思っております。

鳥海教育長

補足をさせていただきます。実は昨年、今回と同様に東京都の補助を活用して、進めてたわけなんですけど、補助対象になるものと思っていたところ、実は東京都の補助の枠がすごく小さくて、瑞穂町は選に漏れてしまったわけです。今回については、東京都から、大幅に予算を増やして制度を拡充していくというような情報も得ているところですので、東京都補助事業として確実に進めていくことができるかなということがございます。そして、補助の枠組みの中で、学習のサポートをするだけではなく、先生たちの校務の手伝いや、その他のことにも活用するという内容になっておりますので、それに沿って町でも運用していく中で、今回、

要綱の廃止と設置、それから中学校については全部改正するというような形で制度に対応するものです。

村上委員

一度、こういう形で決まってしまうと、例えば、ある学校に対して、もっとサポートしなければいけないということが出てきたときに、それをどういうふうに弾力的に運用するのかということが、すごく大事だと思いますので、引き続きその学校の要望については聞いて欲しいなと思います。

鳥海教育長

不登校対策とか、そういうことで特に問題が生じているのであれば、家庭と子供の支援費制度、そちらの方で拡充なりの対応になろうかなと思います。それから、教員を増員しての配置。それらについては、東京都教育委員会で認めれば、そういうのがあるわけですね。

教育指導課長

東京都の補助事業につきましては、町独自の判断で、人員を増やしたりはなかなかできないのですけれども、町の会計年度任用職員の中で、先ほどの統括指導主事の説明の通り、支援員を学級の補助指導に上手く利用することは、校長裁量による校内配置という部分もありますので、そこで支援できるかなと考えています。

鳥海教育長

ほかにございますか。

日野委員

感想でよろしいですか。私自身、1学年3クラスというような規模の学校も経験しているし、また、逆に単学級ありの学校も経験してて、従来の学習サポートでは、やはり子どもが多ければ多いほど人が欲しいと思う一方で、本当に小規模校というのは、1人の教員が、初任者でも2つ3つ校務分掌を持たなければいけないという、そういった非常に厳しい状況もあるので、今回のような、サポートするスタッフの中で、今後、教員の校務経験とかそういう部分を含む場合は、本当に大規模、小規模校も本当に課題はいろいろあるので、今のような形の方も良いかなというふうに思います。

鳥海教育長

ほかにございますか。それでは質疑もないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第3号に対する討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第1号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第1号は原案通り可決されました。  
続いてお諮りします。議案第2号を原案通り決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第2号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第2号は原案通り可決されました。  
続いてお諮りします。議案第3号を原案通り決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第3号は原案通り可決されました。  
日程第6、協議事項1、瑞穂町教育委員会の教育目標、基本方針及び令和6年度主要施策(案)について、

教育部長

教育部長より説明を求めます。

協議事項1については、瑞穂町教育委員会の令和6年度主要施策を策定する必要があるため、協議させていただくものです。それでは説明させていただきます。

協議事項1と表示されている用紙を1枚おめくりください。これは瑞穂町教育委員会の教育目標、基本方針及び令和6年度の主要施策をまとめた「案」の表紙です。

表紙をおめくりください。「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」という表題の資料になりますが、令和6年度の教育目標、基本方針、並びに主要施策を記した資料です。

3枚おめくりください。右上に「新旧対照版」と表示されていますが、令和6年度の教育目標、基本方針などに関し、令和5年度と異なる内容がわかるように作成したものです。この「新旧対照版」を使い、内容について説明させていただきます。

1ページには、「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」と表記されていますが、町の将来都市像、めざす教育、基本方針を示しています。

2ページをご覧ください。1として瑞穂町教育委員会の教育目標を示しています。

3ページをご覧ください。2として瑞穂町教育委員会の基本方針を示しています。基本方針は、基本方針1から基本方針4までの4つに区分していますが、教育委員会ではこの方針に基づき、毎年、主要施策を決定しています。

なお、教育目標、基本方針は令和5年度と内容に変更はありません。

4ページをお開きください。3、瑞穂町教育委員会の基本方針と令和6年度主要施策案です。このページから施策の具体的な内容となりますが、令和6年度の主要施策は、先程3ページでお示した4つの基本方針により区分し、表記しました。

それでは、基本方針ごとの主要施策について、令和5年度との主な変更点を説明します。施策末尾の「二重かっこ」内は、事業を所管する部署を表しています。

基本方針1、人権尊重と社会貢献の精神の育成に関する施策ですが、令和5年度との変更点はありません。

主要施策数は9となります。

次に、基本方針2、確かな学力の育成と個性と創造力の伸長に関する施策ですが、2-3-(2)特別支援教育の推進については、令和6年度に瑞穂第四小学校に、自閉症・情緒障害学級（固定学級）を開設し、個々の発達障害の程度に応じた教育の内容・方法を充実させ、適切な就学のより一層の充実を図ることから、そのことを追記しました。施策数は令和5年度と同様に9つとなります。

基本方針3、安全な学校と信頼される教育の確立に関する施策ですが、3-1-(1)については、児童・生徒の学習・運動効率の向上に向けて、授業・部活動に集中できる快適な環境を整備するため、小・中学校の体育館に空調設備を設置します。令和6年度はそのための設計を行うことから、安全・安心面に加え快適性を確保できることから、文言を追記しました。主要施策数は、は令和5年度と同様に9つとなります。14となります。

6ページになります、基本方針4 生涯学習の推進と施設・環境の整備に関する施策ですが、4-1-(5)については、中央体育館に空調設備を設置することで、スポーツの環境向上と、併せて災害時の指定避難所になっているため、避難者への避難環境の向上を図ります。4-2-(1)、第三次子ども読書活動推進計画については、令和6年度が第三次から第四次に見直しを行う時期であることから、策定という表現に変更します。4-2-(3)については、登録文化財制度は創設から5年が経過し、直近の課題であった「祭り」関係の文化財の登録がある程度整理ができたことから、カッコ内の登録文化財制度の推進という記述を削除しました。令和6年度は、文化財保護の普及・啓発の中で、指定文化財と共に扱っていきます。主要施策数は、令和5年度と同様に10となります。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより協議いたします。ご意見またはご質問がございますでしょうか。

ないようですので協議を終結いたします。それではお諮りします。協議事項1については原案通り承認することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、協議事項 1 については、原案通り承認されました。

日程第 7、報告事項 1、瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について、を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項 1 については、別紙のとおり瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正したので報告します。

補助金の対象となる学校行事を追加するため、要綱の一部を改正しました。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長

本要綱の一部改正については、令和 5 年 1 2 月 1 1 日付けで町長決裁を受け、令和 5 年 1 2 月 1 4 日付けで告示、令和 6 年 1 月 1 日から施行されます。

本要綱は瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに学校教育の充実に資することを目的として、平成 2 4 年に制定されました。

2 枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。改正箇所を説明いたします。要綱第 3 条別表に規定されている行事について次のとおり改正します。第 2 条第 4 号の項に「多摩都市モノレール乗車体験 実費」を追加します。箱根ヶ崎駅までの延伸が決まった多摩都市モノレールについて、乗車体験や車両基地の見学等を行うことで理解を深め、身近に感じてもらうことを目的とし校外学習の一環として実施するものです。この校外学習に係る費用は、東京都の事業として都市計画課を通じ補助金として交付されます。

都市計画課の事業ですが、校外学習に係る保護者負担が軽減されることから、本要綱の対象事業として定めたものです。

附則として、この告示は令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。ご質問はございますでしょうか。

それではご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

日程第8、議案第4号、瑞穂町立小・中学校の管理職の任命に関する内申についてですが、人事案件でありますので、瑞穂町教育委員会会議規則第12条ただし書きにより、会議を非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第4号の審議については非公開といたします。

(以下非公開)

鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和6年瑞穂町教育委員会第1回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前9時35分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員